

環境影響評価の技術手法等

A. 環境影響評価の項目

1 現行条例における環境要素

- ・環境要素は、名古屋市環境基本条例の下での環境保全施策の対象を範囲としている。
- ・現行条例では、技術指針において、調査、予測、評価を行う「環境影響評価等の対象とする環境要素」として24項目を規定している。

表 環境影響評価等の対象とする環境要素の区分

- (1)大気質 (2)騒音 (3)振動 (4)低周波音 (5)悪臭 (6)水質・底質 (7)地下水
 (8)地形・地質 (9)地盤 (10)土壌 (11)植物 (12)動物 (13)生態系
 (14)景観 (15)人と自然との触れ合いの活動の場 (16)文化財 (17)廃棄物等
 (18)温室効果ガス等 (19)風害 (20)日照障害 (21)電波障害 (22)地域分断
 (23)安全性 (24)緑地等

2 現状・課題

- ・名古屋市では、2050年を見据えた「水の環復活 2050 なごや戦略」、「低炭素都市 2050 なごや戦略」、「生物多様性 2050 なごや戦略」の新たな環境3戦略を策定した。
- ・気候変動や生物多様性保全などの環境問題への対応や、名古屋市の環境関連計画の策定等の状況変化に対応し、次期計画となる「第3次名古屋市環境基本計画」の策定を進めている。
- ・現行の技術指針に、最新の知見や第3次名古屋市環境基本計画の内容が反映されていない。

3 今後の方針(案)

- * 名古屋市の環境戦略である第3次名古屋市環境基本計画の考え方を、技術指針に取り入れるべき。
 - 第3次名古屋市環境基本計画の考え方に応じた環境要素の体系化を図る。
 - 2050年を見据えた水の環復活、低炭素都市、生物多様性など、現行では対応できていない視点を技術指針に盛り込む(例：水循環、ヒートアイランド)。
 - 技術指針の改訂内容は、国の動きや、他自治体の指針等も参考にする。

表 環境要素の体系化イメージ

| 第3次名古屋市環境基本計画（素案） | | 環境影響評価の項目（技術指針に規定） | 中長期的な名古屋市施策の方向性 | 技術指針に不足している視点等 | 例 |
|-------------------|-------------------------|---|--|--------------------|--------------------------------|
| 環境都市像 | 取組方針・施策の方向 | | | | |
| 健康安全都市 | 健康で安全な生活環境の確保 | | 環境目標値 | 最新の知見に基づいた調査、予測手法等 | |
| | ①大気環境の保全 | 大気質、悪臭 | | | |
| | ②水環境の保全 | 水質・底質、地下水 | | | |
| | ③騒音・振動対策の推進 | 騒音、振動、低周波音 | | | |
| | ④地盤環境の保全 | 地形・地質、地盤、土壌 | | | |
| | ⑤公害健康被害の救済・予防 | | | | |
| | 有害化学物質の環境リスクの低減 | | | | |
| ①環境リスクの低減 | 大気質、水質、土壌 | | | | |
| | ②情報の共有化 | | | | |
| | 風害、日照障害、電波障害、地域分断、安全性 | | | | |
| 循環型都市 | ごみ減量・リサイクルの推進 | 廃棄物等 | 名古屋市第4次一般廃棄物処理基本計画 第4次名古屋市産業廃棄物処理指導計画 | | |
| | ごみの安全適正処理 | | | | |
| 自然共生都市 | 土・水・緑の保全と創出の推進 | | 生物多様性2050なごや戦略 「身近な自然の保全・再生」と「生活スタイルの転換」の観点から、2050年のビジョンを示し、生きものと共生する持続可能なまちづくりをめざす指針 | 生物多様性の保全の視点 | 生物多様性総合評価（環境省） 生態系（生息地）評価指標 |
| | ①緑の保全と創出 | 地形・地質、植物、動物、生態系、人と自然との 触れ合いの活動の場、緑地等 | | | |
| | ②自然のネットワーク化と生物多様性の向上 | | | | |
| ③歴史的・文化的環境の保存・活用 | 景観、文化財 | | | | |
| 健全な水循環の保全と再生の推進 | | | 水の復活2050なごや戦略 損なわれた水環境を復活することで、豊かな水の環がささえる「環境首都なごや」の実現をめざして、2050年に向けた将来目標や取り組みをまとめたもの | 水循環の保全の視点 | 技術指針（東京都） |
| | ①水機能の保全と活用 | 緑地等 | | | |
| | ②水資源の有効利用 | | | | |
| 低炭素都市 | 低炭素な生活の推進 | | 低炭素都市2050なごや戦略 温室効果ガス排出量の大幅な削減をめざした低炭素社会を実現するため、2050年の望ましい将来像を掲げ、施策の方向性と道筋などをまとめたもの | 最新の知見に基づいた調査、予測手法等 | サステイナブル都市再開発促進モデル（環境省） |
| | ①自然エネルギー等の有効利用 | 温室効果ガス等 | | | |
| | ②低炭素ライフスタイル・ビジネススタイルの促進 | 温室効果ガス等 | | | |
| | ③省エネ建築物の導入促進 | 温室効果ガス等 | | | |
| | 低炭素なまちづくりの推進 | | | | |
| | ①環境にやさしい交通体系の創出 | | | | |
| | ②駅そば生活圏の形成 | | | | |
| ③ヒートアイランド対策の推進 | 緑地等 | | | | |
| | | | | ヒートアイランド対策の視点 | |

B. リプレース事業の環境影響評価のあり方

国では、リプレースにより環境負荷の低減が図られる事業は、環境影響評価項目の削減、調査、予測手法の簡略化により、環境影響評価手続期間を短縮させようとする動きにあります。

1 現状・背景

現行条例では、施設をリプレースする場合においても、新たに施設を設置する場合と同様の環境影響評価が必要である。

2 課題

環境負荷の低減が図られる案件については早く運用に供されることが望ましいが、調査、予測、評価を含めた全体の手続き期間について、新設と同じくらいの時間を要してしまう。

3 今後の方針(案)

リプレースにより環境負荷の低減が図られる案件については、環境影響評価項目の削減又は調査若しくは予測手法の簡略化により環境影響評価の期間の短縮が図られるよう、技術指針を見直すべき。

対象施設として、火力発電所、ごみ焼却等施設などを想定